

令和元年度厚生労働行政推進調査事業費補助金（厚生労働科学特別研究事業）  
「世帯構造の変化が社会保障に与える影響の分析研究」（19CA2033）  
研究分担報告書

財産管理にかかる支援の在り方についての一検討  
ーインタビュー調査結果による事例検討ー

研究代表者 泉田 信行（国立社会保障・人口問題研究所）  
研究分担者 増井 英紀（国立保健医療科学院）  
研究分担者 阪東 美智子（国立保健医療科学院）

要旨

**目的：**土地・建物を始めとする遺産相続、空き家の売却など、財産管理についての支援の現状と課題について明らかにすること。

**方法：**本研究班における増井・阪東・泉田分担報告で実施したインタビュー調査資料のうち、財産管理についての支援を実施している団体のデータを用いて事例的に検討を行った。

**結果：**ひとつの社会福祉協議会とその他 2 つの計 3 団体において財産管理にかかる支援が行われていた。

**考察：**民間ボランティアベースで財産管理にかかる支援を実施している事例であったが行政との一定の関係性を維持していると考えられた。また、これらの 3 事例は問題解決型の財産管理にかかる支援と寄り添い型の支援が実施されている事例であった。相続相談や不動産の売却は資格を必要とする業務であり、民間団体の事例は有資格者によるプロボノ活動であるという側面も持つが、上述の問題解決型のアプローチのみならず、寄り添い型の支援も実施する形になっていることから検討したボランティアの事例は専門職による単なるプロボノ活動と違う性質を持つと考えられた。

**結論：**生活支援を実施することは個人の Wellbeing を向上させることが期待されるが、Wellbeing が個々人の生活に立脚するが故に、医療や介護の側面からの支援のみならず法的な支援やその他の支援が重要性を持つ。その事例として相続相談や空き家対策などの財産管理があるが、本分析により有資格者のボランティアが組織されることにより民間ベースで問題解決型の財産管理にかかる支援と寄り添い型の支援が提供し得ることが事例的に示された。

A. 研究の目的

土地・建物を始めとする遺産相続、空き家 状と課題について明らかにすること。  
の売却など、財産管理についての支援の現

## B. 研究の方法

本研究班における増井・阪東・泉田分担報告で実施したインタビュー調査資料のうち、財産管理についての支援を実施している団体のデータを用いて事例的に検討を行った。

## C. 結果

次の3事例

A 社会福祉協議会（東日本；町村部立地；以下A）

B NPO（東日本；市部立地；以下B）

C（西日本；市部立地；匿名化のため団体の種類は示さない。；以下C）

において財産管理にかかる支援が行われていた。

A では、安否確認、死亡時の葬儀と家財整理の費用を補償する事業（対象：保証人の居ない者）に加えて、死後事務委任契約、生前事務委任契約にかかる事業を実施していた。死後事務委任契約は相続の対象となる親族の無い者、相続の対象となる親族がいるが疎遠な状況にある者等を対象とし、死亡時に必要な葬儀、家財整理、役場等での諸手続、公共料金等の解約手続き・清算事務を行う契約であった。生前事務委任契約は判断能力に問題は無いが、身体的に不自由、入院や住居の契約、施設入所で保証人が居ない者に対して、生活支援・療養看護業務、財産管理業務、その他の契約の代行や身元引き受け保障を行うものであった。

なお、生前事務委任契約にかかる事業については契約件数が僅少な状況であった。死後事務委任契約にかかる事業については本人からの申し出による相談もあるが、ケアマネからの相談が多いとのことであった。

B はボランティアの形態で、解体屋、大

工等の職人及び弁護士、不動産担当などを含めて30名ほどで空き家対策を実施していた。

C は60名ほどから構成される有償ボランティアの形態で、不要品等の処分代行、高齢者向け生活支援、有価資源ごみ引き取りサービス、子ども・高齢者の食育事業、移動困難者の移送サービスに加えて、住民が保有している資格者の活用の一環として、リフォーム・電気工事・水道工事・空調修理と合わせて相続相談、住まいの相談等を実施しているとのことであった。

## D 考察

B、Cは民間ボランティアベースで財産管理にかかる支援としての相続相談や空き家対策を実施している事例であった。他方で、社会福祉協議会に対して通常期待されるような行政との一定の関係性をBについては維持していると考えられた。担当者インタビューでは、

「ま、やむを得ない場合もある。一つの窓口で全然ダメで、建築課で相談して、それから次に固定資産税課に相談行って、3箇所ぐらいまわされて、そのうち頭来ちゃって」、「それで、市の方で文句言われたら「Bに行ってくれ」と。で、かつかしながらうちにくるなんて人も時々ありますよ。」という発言があった。

また、これら3団体ではいずれでも問題解決型の財産管理にかかる支援と寄り添い型の支援が実施されていることが示唆された。Aにおいては見守り支援の延長に死後事務委任契約、生前事務委任契約が実施されていた。Bにおけるインタビューでは、「高齢者の場合、素直に要点をぽつと言え

ないんですよ。本題に行くまで回り道していろいろあちこち脱線しますからね。それを上手に引き出してあげなくてはならないですから。あとは、相続の喧嘩沙汰とか、そういうので切羽詰まった人が来るんです。だいたいそういうのは女性が多い。70代ぐらいの女性が。半分ベそをかきながら来たり。固くなっているのをほぐしてあげる。そういうのは市役所の方ではできないから。」といった発言や、「電話だけでは相談のれませんから、幾日に何時ごろ来てくれとか、そういう風に話して、日を改めて来てもらいます。空き家に関する相談は、一人1回じゃすみませんから。家を解体して、処分して。解体するにも、現在はいろんな行政の補助金があるので、その申請手続きもやってあげなくてはならないし。それから、最終的には更地にして、不動産担当の者がそれを売却して、全部終わると。そこまでは、やっぱり順調にいつて3ヶ月くらいかかりますからね。下手すると1年越しもありますからね。ひとりの1件の案件でも、4回も5回も相談にくることになりますよね。」といった発言があった。Cにおいては、「あこの人は、Cの相談室長なんです。行政書士なんですけどね。」「この人が、さっきお話しした、遺産相続だとか、相談係を担っていたいて、いつ来てもその人に会えるから安心だと、相談がね。」という発言があった。

これらの団体の財産管理にかかる支援においては意思疎通が可能な個人に対して実施しているという共通点がある。

社会福祉法人であるAについては、本稿で分析対象としている財産管理にかかる支援に加えて成年後見の事業を実施しており、対象者がB、Cよりも広がっている。し

かしながら、B、Cは、成年後見事業を除けば、民間団体がボランティアベースとして財産管理にかかる一定の支援が実施できることを示す事例であった。

もちろん、相続相談や不動産の売却は資格を必要とする業務である。それゆえ、B、Cの事例は有資格者によるプロボノ活動であるという側面も持つ。しかしながら、プロボノ活動は問題解決型のアプローチであると一般には考えられるため、寄り添い型の支援も実施する形になっている。B、Cの事例は専門職による単なるプロボノ活動と違う性質を持つと考えられた。

高齢者に対する支援における専門職は医療・介護・福祉専門職と考えられがちであるが、それらの職種だけでは生活を支えることは困難である。Bにおけるインタビューにおいて「社協もそうだし、介護福祉系の団体。主に社会福祉法人。老人ホームとかそういうのをやっているところですね。そういったこととの連携はこれからどんどん強まります。なぜかという、空き家の、要するにいずれ空き家になってしまうという。そういう方が多いですから。」という発言があった。施設入居をすると自宅に住む者が居なくなる場合がある。それが売却されずに空き家となり、年数が経過すると経年劣化により資産価値が低下することになる。それが直接の要因かは定かでは無いものの、「直接そういう老人ホームとかそういう職員から相談来ることだんだん増えて来てますよ。」とBのインタビュー対象者は指摘していた。

## E 結論

生活支援を実施することは個人の

Wellbeing を向上させることが期待されるが、Wellbeing が個々人の生活に立脚するが故に、医療や介護の側面からの支援のみならず法的な支援やその他の支援が重要性を持つ。その事例として相続相談や空き家対策などの財産管理があるが、本分析により有資格者のボランティアが組織されることにより民間ベースで問題解決型の財産管理にかかる支援と寄り添い型の支援が提供し得ることが事例的に示された。

#### F. 研究発表

1. 論文発表  
なし
2. 学会発表  
なし

#### G. 知的財産権の出願・登録状況（予定を含む。）

1. 特許取得  
なし
2. 実用新案登録  
なし
3. その他  
なし